



2025年2月13日

各 位

会 社 名 株式会社イトーキ
代表者名 代表取締役社長 湊 宏 司
(コード：7972 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員
管理本部長 田中 有美
(TEL. 03-6910-3910)

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の廃止について

当社は、2008年3月28日開催の第58回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、直近では2023年3月23日開催の第73回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、継続してまいりました（以下、2023年3月23日開催の第73回定時株主総会において継続した同対応策を「本プラン」といいます）。

本プランの有効期間は、2026年3月に開催予定の第76回定時株主総会の終結の時までとなっておりますが、当社は、本日開催の取締役会において、有効期間満了を待たず本プランを廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定め、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランを導入し継続してまいりました。

当社は、これまで国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様との対話や買収防衛策をめぐる最近の動向、当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ、本プランの継続の是非について慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、当社においては、中期経営計画に基づく諸施策を着実に推進し、安定的かつ持続的な成長およびコーポレートガバナンス体制のさらなる強化を図ることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものであると判断し、本日開催の取締役会において、本プランの廃止を決議いたしました。

なお、当社は、本プランの廃止後も、当社株式の大量取得行為を行おうとする者に対しては、当該大量取得行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様への検討のための時間と情報の確保に努める等、金融商品取引法、会社法およびその他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上